

香川県住宅用太陽光発電補助金のご案内

(香川県住宅用太陽光発電設備導入促進事業補助金)

県では、住宅用太陽光発電システムを設置する場合に、その経費の一部を補助します。

□対象となる方 (次の全てに該当する必要があります。)

- ① 県内の住宅(店舗、事務所等との兼用を含む)に未使用の住宅用太陽光発電システムを設置(設置された建売住宅の購入を含む)する個人(個人事業主を含む)、法人、又は区分所有法で規定する管理者
- ② 電力会社と10kW未満(増設の場合は既設分を含む)の太陽光発電設備の電力受給契約を締結する方
 - ・申請者と太陽光発電システム購入者(契約者)と電灯契約者(電力受給契約者)は、同じであることが必要です。
 - ・工事着工前(建売住宅の場合は引き渡し前)に県の交付決定を受けることが必要です。
- ③ 県税(個人住民税を含む)の滞納がない方
- ④ 暴力団員等でないこと(香川県補助金等交付規則第5条の2各号のいずれにも該当しないこと)

□補助金額

住宅用太陽光発電システム **2万円/kW** (上限8万円(4kW)、千円未満切り捨て)

ただし、増設の場合には、県補助金を受けた既設分を含めて8万円まで

□申請等の手続

必要書類を、提出期限内に下記の提出先まで送付してください。(裏面を参照)

詳細は、県ホームページ「香川の環境」でご確認ください。(http://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyo/)

・設置業者など手続代行者による提出も受け付けます。

◇ 申請の受付期間:平成29年4月14日(金) ~ 平成30年1月31日(水)【必着】

◇ 実績報告書の提出期限:平成30年3月30日(金)【必着】(設置後、速やかに提出ください。)

□提出・問合せ先

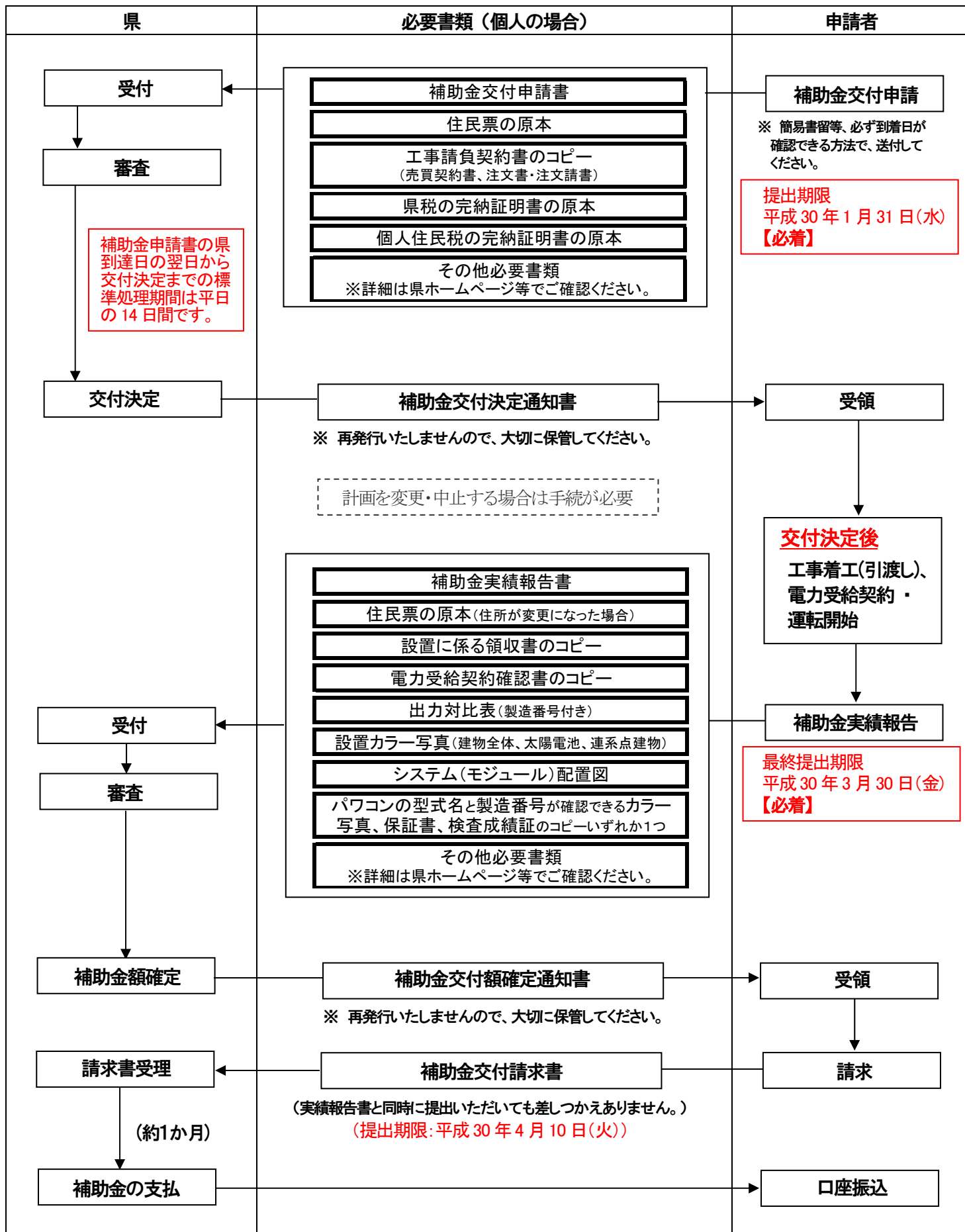
〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
環境森林部環境政策課 地球温暖化対策グループ
電話: 087-832-3851(直通)

受付時間: 9:00~12:00、13:00~17:00 (土曜、日曜、祝日、年末年始を除きます。)

・書類の提出は、原則として郵送(配達を確認できる簡易書留など)のみとなります。

・持参の場合は、書類の受取のみとなります。(その場での審査は行いません。)

□ 手続の流れ



※ 必要書類の詳細については、県ホームページ又は「手続の手引」でご確認ください。